

工場等に係る騒音の規制基準（騒音規制法）

（法第4条）

（2015.11.4 町田市告示第269号）

区域の区分		時間の区分			
地域 類型	あてはめ地域	朝 6時～8時	昼間 8時～19時	夕 19時～23時	夜間 23時～6時
第1種 区域	<ul style="list-style-type: none"> ・第1種低層住居専用地域 ・第2種低層住居専用地域 ・※₁ AA地域 ・前号に接する地先及び水面 	40 デシベル	45 デシベル	40 デシベル	40 デシベル
第2種 区域	<ul style="list-style-type: none"> ・第1種中高層住居専用地域 (第1種区域を除く。) ・第2種中高層住居専用地域 (第1種区域を除く。) ・第1種住居地域 ・第2種住居地域 ・準住居地域 ・※₂ 第1特別地域 ・無指定地域 (第1、第3、第4種区域を除く。) 	45 デシベル	50 デシベル	45 デシベル	45 デシベル
第3種 区域	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣商業地域 (第1特別地域を除く。) ・商業地域 (第1特別地域を除く。) ・準工業地域 (第1特別地域を除く。) ・※₂ 第2特別地域 ・前号に接する地先及び水面 	55 デシベル	(8時～20時) 60 デシベル	(20時～23時) 55 デシベル	50 デシベル
第4種 区域	<ul style="list-style-type: none"> ・工業地域(第1、第2特別地域を除く。) ・※₂ 第3特別地域 ・前号に接する地先及び水面 	60 デシベル	(8時～20時) 70 デシベル	(20時～23時) 60 デシベル	55 デシベル

ただし、第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する学校(幼稚園を含む)、保育所、病院、診療所(患者の収容施設を有するものに限る)、図書館、特別養護老人ホーム並びに認定こども園の敷地の周囲おおむね50mの区域内(第1特別地域、第2特別地域を除く)における規制基準は、当該値から5デシベルを減じた値を適用する。

備考

1. デシベルとは、計量法(平成4年法律第51号)別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。以下騒音に関して同じ。
2. 騒音の測定は、計量法第71条に規定する条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性(FAST)を用いることとする。
3. 騒音の測定方法は、日本工業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法により、騒音の大きさの値は、次に定めるところによる。
4. 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - (1) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均とする。
 - (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、指示値の90%レンジの上端の数値とする。
 - (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90%レンジの上端の数値とする。

※₁ AA地域の指定 平成12年3月31日都告示第420号(騒音に係る環境基準の地域類型の指定)

※₂ 特別地域 2段階以上異なる区域が接している場合、基準の厳しい区域の周囲30m以内の範囲

工場等に係る騒音の規制基準（東京都環境確保条例）

（条例第 68 条、別表第 7 五）

区域の区分		時間の区分			
地域 類型	あてはめ地域	朝 6 時～8 時	昼間 8 時～19 時	夕 19 時～23 時	夜間 23 時～6 時
第 1 種 区域	<ul style="list-style-type: none"> ・第 1 種低層住居専用地域 ・第 2 種低層住居専用地域 ・※₁ AA 地域 ・前号に接する地先及び水面 	40 デシベル	45 デシベル	40 デシベル	40 デシベル
第 2 種 区域	<ul style="list-style-type: none"> ・第 1 種中高層住居専用地域 (第 1 種区域を除く。) ・第 2 種中高層住居専用地域 (第 1 種区域を除く。) ・第 1 種住居地域 ・第 2 種住居地域 ・準住居地域 ・※₂ 第 1 特別地域 ・無指定地域 (第 1、第 3、第 4 種区域を除く。) 	45 デシベル	50 デシベル	45 デシベル	45 デシベル
第 3 種 区域	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣商業地域 (第 1 特別地域を除く。) ・商業地域 (第 1 特別地域を除く。) ・準工業地域 (第 1 特別地域を除く。) ・※₂ 第 2 特別地域 ・前号に接する地先及び水面 	55 デシベル	(8 時～20 時) 60 デシベル	(20 時～23 時) 55 デシベル	50 デシベル
第 4 種 区域	<ul style="list-style-type: none"> ・工業地域(第 1、第 2 特別地域を除く。) ・※₂ 第 3 特別地域 ・前号に接する地先及び水面 	60 デシベル	(8 時～20 時) 70 デシベル	(20 時～23 時) 60 デシベル	55 デシベル

ただし、次の各号に掲げる工場又は指定作業場に対するこの基準の適用は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1. 第 2 種区域、第 3 種区域又は第 4 種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び認定こども園の敷地の周囲おおむね 50m の区域内(第 1 特別地域、第 2 特別地域及び第 3 特別地域を除く。)の工場又は指定作業場 当該値から 5 デシベルを減じた値を適用する。
2. 騒音規制法第 3 条第 1 項の規定に基づき知事が指定する地域内の工場又は指定作業場のうち同法第 2 条第 2 項に規定する特定工場等である工場又は指定作業場 第 81 条第 3 項(第 82 条第 2 項において準用する場合を含む。)において適用する場合を除き、適用しない。

備考

1. デシベルとは、計量法(平成4年法律第 51 号)別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。以下騒音に関して同じ。
2. 騒音の測定は、計量法第 71 条に規定する条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性(FAST)を用いることとする。
3. 騒音の測定方法は、日本工業規格Z8731 に定める騒音レベル測定方法により、騒音の大きさの値は、次に定めるところによる。
4. 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - (1) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均とする。
 - (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、指示値の 90%レンジの上端の数値とする。
 - (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の 90%レンジの上端の数値とする。

※₁ AA地域の指定 平成 12 年 3 月 31 日都告示第 420 号(騒音に係る環境基準の地域類型の指定)

※₂ 特別地域 2 段階以上異なる区域が接している場合、基準の厳しい区域の周囲 30m以内の範囲